

新法紹介

一 公布済の新規法令

- 1 「不正競争防止法改正案（意見募集稿）」
- 2 「広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）」
- 3 「工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）」

一、公布済の新規法令

1 「不正競争防止法改正案（意見募集稿）」

国家市場管理監督総局（以下は「市場管理総局」という。）は、2022年11月22日に、自局の公式サイトにて「不正競争防止法改正案（意見募集稿）」を発表し、意見募集の締切期限を12月22日とした。今回の改正内容の主なポイントは、以下の通りである。

- (1) デジタル経済分野の不正競争行為を新たに定めたほか、ECサイトの経営者に対し、不正競争防止の管理責任（ECサイト運営サービス契約、ECサイトの取引規則において公平な競争に関する規則の追記、公平な競争の奨励）を強化する。
- (2) 具体的な混同惹起行為を追記し、混同惹起行為にかかわる商品を販売、運送、貯蔵等の行為を協力的行為として禁止する。
- (3) 具体的な虚偽宣伝行為をさらに細分化し、より詳細な虚偽宣伝行為を規定した。
- (4) 商業秘密保護に関する自己保護、行政保護、司法保護を一体化にする保護システムの設立に注力する。
- (5) ①第三者にビジネス上の中小誹謗を指示する行為、②取引の公平性を損なう行為、悪意をもって取引を行うことを不正競争行為として定め、規制する。
- (6) 新たに優越的地位を有する事業者による不合理な制限を禁止する条項を設けた。

URL：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202211/t20221121_351812.html

（国家市場監督管理総局2022年11月22日公布）

2 「広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）」

市場管理総局は2022年12月07日に「広告における絶対的な用語に対する法執行ガイドライン（意見募集稿）」（以下、「ガイドライン」という）を公布し、意見募集の締切期限を2023年1月6日とした。ガイドラインによると、絶対的な広告用語とは、中国の広告法第9条（三）号に定めた「国家レベル」、「最高級」、「一番」等の用語を指すとされている。

同局は、広告における絶対的な用語の取締りを強化し、より正確に法執行を実現するため、ガイドラインにおいて、次の内容を定め

ている。

- (1) 経営者が、経営場所及び自社のメディア媒体に社名、設立時期、経営範囲等の情報を発表していたが、これらの内容には、自社商品・サービスの販売宣伝内容がなければ広告ではなく、かかる情報に絶対的な用語があった場合、広告法ではなく、その他法令に基づいて処理する。
- (2) 広告において絶対的な用語を利用したものの、ガイドラインに定めた例外的な状況に該当する場合、広告法における絶対的な用語に関する法規定は適用されない。
- (3) 軽微な違法行為に対し処分を課さず、違法行為の関連事実、性質、状況、社会的被害の程度及び当事者の過失等の状況を踏まえ、行政処罰の裁量権を合理的に行使する。

URL：https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202212/t20221207_352090.html

（国家市場監督管理総局2022年12月07日公布）

3 「工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）」

工業及び情報化部（以下、「工信部」という）は2022年12月13日に、工業及び情報化分野のデータに関する安全管理を強化するため、工業及び情報化分野におけるデータ安全管理弁法（試行）（以下、「安全管理弁法」という）を公布し、同日から施行した。

安全管理弁法は、計8章42条からなり、主に次の内容を定めている。

- (1) 工業及び情報化分野のデータについて、その分類管理、データのライフサイクルにおける安全管理、安全のモニタリング、緊急時の対応、安全評価・認証の管理等の面において規制の内容を定めた。
- (2) 工業及び情報化分野のデータを一般データ、重要データ及び核心データに分類し、分類の基準を定めた。
- (3) 分類が異なるデータを同時に取扱い、かつつけて保護措置を講じることができない場合には、かかるデータについては最も重要度が高いデータの分類、保護基準に基づいて保護措置を講じる必要がある。
- (4) 重要データ又は核心データを廃棄した後、いかなる理由、方法をもって復元してはならない。

- (5) 安全管理弁法に違反した場合には、当局は、状況に応じて、責任者と面談、是正を命じ、違法所得の没収、過料、業務中止、業務停止、営業許可証の取消などの行政処罰を下すことができる。

URL

:

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2022/art_e0f06662e37140808d43d7735e9d9fd3.html

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。